



いのち支える  
中泊町自殺対策行動計画  
(第2期)

令和6年3月  
青森県中泊町



## はじめに

自殺に追い込まれる背景は特別なことではなく、誰にでも起こり得る身近な問題です。

平成10年以降の我が国は、急激な社会情勢の変化や経済的な不安などから、自殺による死亡者が増加し、平成15年には最多の3万4,427人となり、その後は3万人台で推移した後、平成22以降自殺者数は減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により長引く不安な生活の中で、令和2年から増加に転じております。

国では平成28年に行われた自殺対策基本法の改正に伴い、生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画を義務づけ、また令和4年10月「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。この中では、コロナ禍の動向を踏まえた取組みを推進していくこと等が明記されております。

本町では、平成31年3月に第1期となる「いのち支える中泊町自殺対策行動計画」を策定し、関係機関・団体と連携し自殺対策に取り組んでまいりました。

この度、これまでの取組みをさらに発展させ、地域の実情に即した自殺対策を推進するため、「いのち支える中泊町自殺対策行動計画(第2期)」を策定いたしました。本町の自殺の状況をみると自殺死亡率は増減を繰り返しており、自殺者数は依然として「0」ではありません。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、健康問題、家庭問題、経済問題、育児や介護疲れ、いじめや孤立等、様々な社会的要因があり、それらが複雑に絡まり起こるといわれています。本計画をもとに、引き続き関係機関・団体をはじめ地域の皆様の一層のご理解とご協力のもと「生きることの包括的支援」を展開し、町民の皆様が生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない中泊町の実現」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見を賜りました中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

中泊町長 濱館 豊光

# 目次

第1章 計画の概要	(ページ)
I-1 自殺対策における背景と趣旨	1
I-2 新たな自殺総合対策大綱について	2
I-3 計画の位置づけ	6
第2章 中泊町における自殺の現状	
II-1 はじめに	7
II-2 町の現状と課題	8
第3章 これまでの自殺対策と課題	
III-1 これまでの取組みと評価	15
III-2 本町における自殺対策の課題	17
第4章 計画の理念と目標	
IV-1 計画の基本理念	18
IV-2 持続可能な開発目標(SDGs)について	18
IV-3 計画の数値目標	18
第5章 いのち支える自殺対策における取組み	
V-1 施策の体系	20
V-2 具体的な施策の展開	21
1. 基本施策	21
2. 重点施策	27
3. 生きる支援関連施策	31
第6章 自殺対策の推進体制	
VI-1 自殺対策の推進体制	40
VI-2 計画の評価	40
・中泊町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	42
・中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱	44

# 第 1 章 計画の概要

## I-1 自殺対策における背景と趣旨

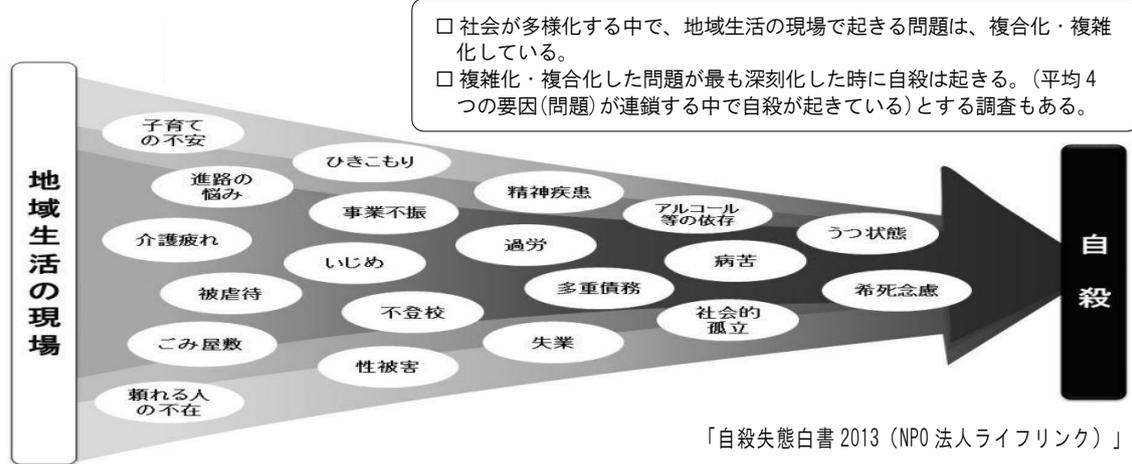
平成 10 年以降、自殺者数が 3 万人を超え続けていたことを受け、平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定されました。また、平成 28 年に行われた自殺対策基本法の改正に伴い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「全ての都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

本町でも、平成 31 年 3 月に「いのち支える中泊町自殺対策行動計画」を策定し、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進してきました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、それらが複雑に絡まり起こるといわれています(図表 1)。近年では、コロナ禍の影響もあり、生活様式の変化や社会構造の変化も著しく、「いのち支える中泊町自殺対策行動計画」が終期となる節目を迎えるにあたり、改めて計画の見直しを図ることとなりました。

令和 4 年 10 月、新たに閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえ、「第 2 期いのち支える中泊町自殺対策行動計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。本町における総合的な自殺対策の取組み方針を示すとともに、自殺対策に関連する事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体で取組みを進め、「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現を目指します。

図表 1【自殺の危機要因イメージ】



## I－II 新たな自殺総合対策大綱について

令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺対策の基本方針として以下の 6 点が掲げられています。

### 1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まると考えられます。

そのため、自殺対策は「生きることの促進要因」を増やす取組みと「生きることの阻害要因」を減らす取組み、双方を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく、「生きる支援」に地域のあらゆる資源を動員し、「生きることの包括的な支援」を推進することが重要です。

### 2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要であり、様々な分野の取組みを横断的に実施するとともに、県民や関係機関等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連分野においても同様の連携の取組みが展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組みや、生活困窮者自立支援制度などとの連携、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、孤独・孤立対策や子ども等に関する各関係機関との連携による取組みが重要です。

### 3)対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

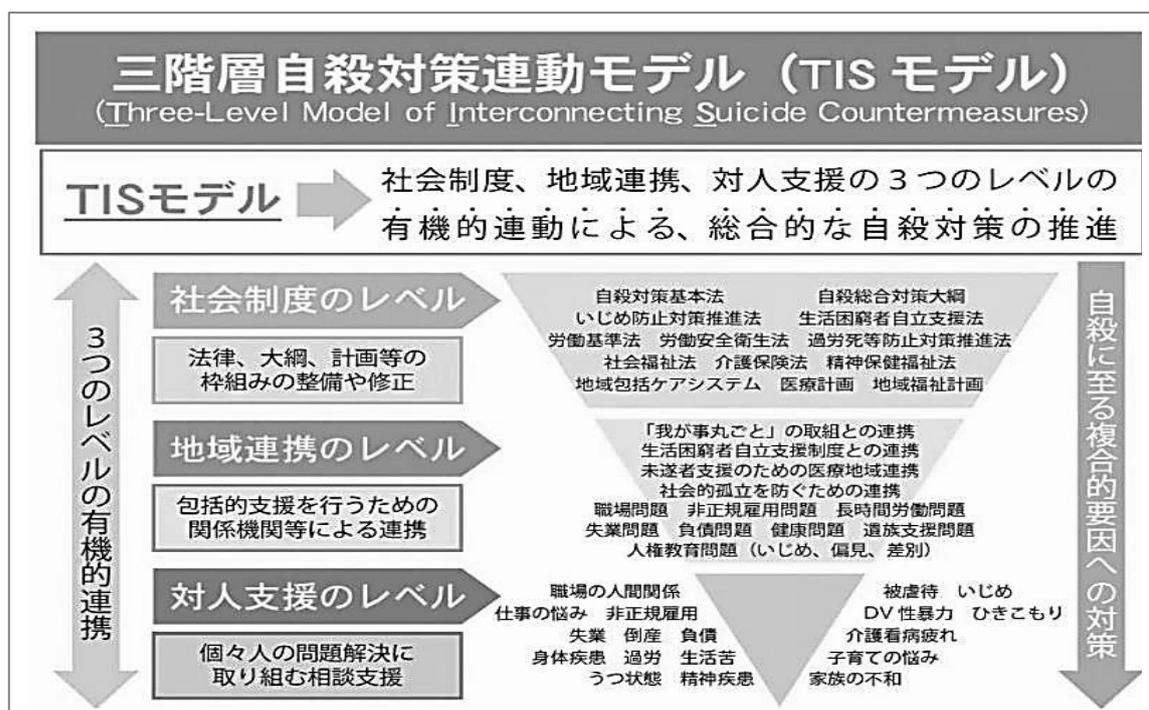
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて、強力にかつそれらを総合的に推進することが重要です。これは、町民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」や、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル)です(図表2)。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります(図表3)。

加えて、自殺の事前対応の更に前段階での取組みとして、学校において、児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育※」を推進することも重要とされています。

※SOSの出し方に関する教育:命や暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めても良いということを学ぶ教育

図表2【三階層自殺対策連動モデル】



資料：自殺総合対策推進センター

#### 4)実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

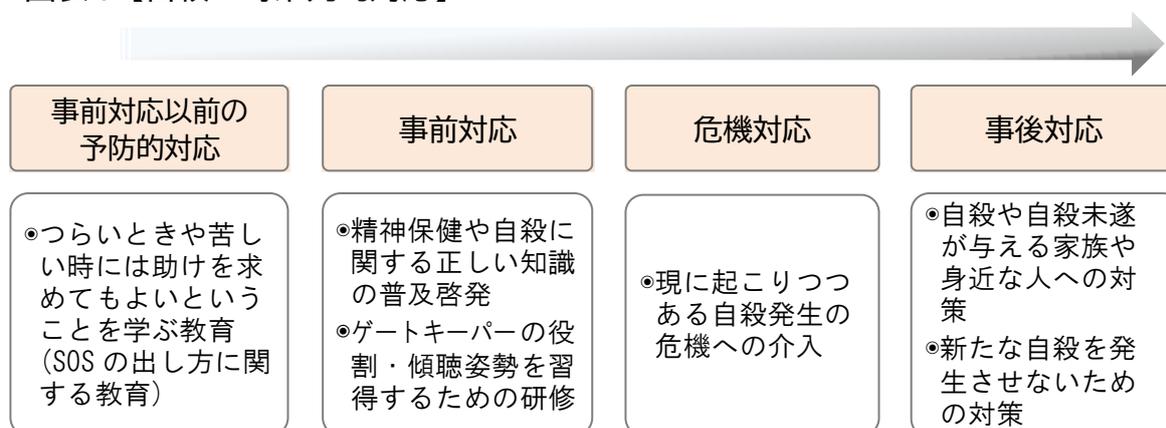
また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく必要があります。

#### 5)行政、関係団体、民間団体等、住民が明確な役割をもって連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

#### 6)自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

図表3【自殺の時系列的対応】



## 令和4年 自殺総合対策大綱(新大綱)の概要

### 第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進【新設】
- 地域レベルの実践的な取組みをPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・共同を推進する【新設】
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新設】

### 第4 自殺総合対策における当面の重点対策

1. 地域レベルの実践的な取組みへの支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する【新設】
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する【新設】

### 第5 自殺対策の数値目標

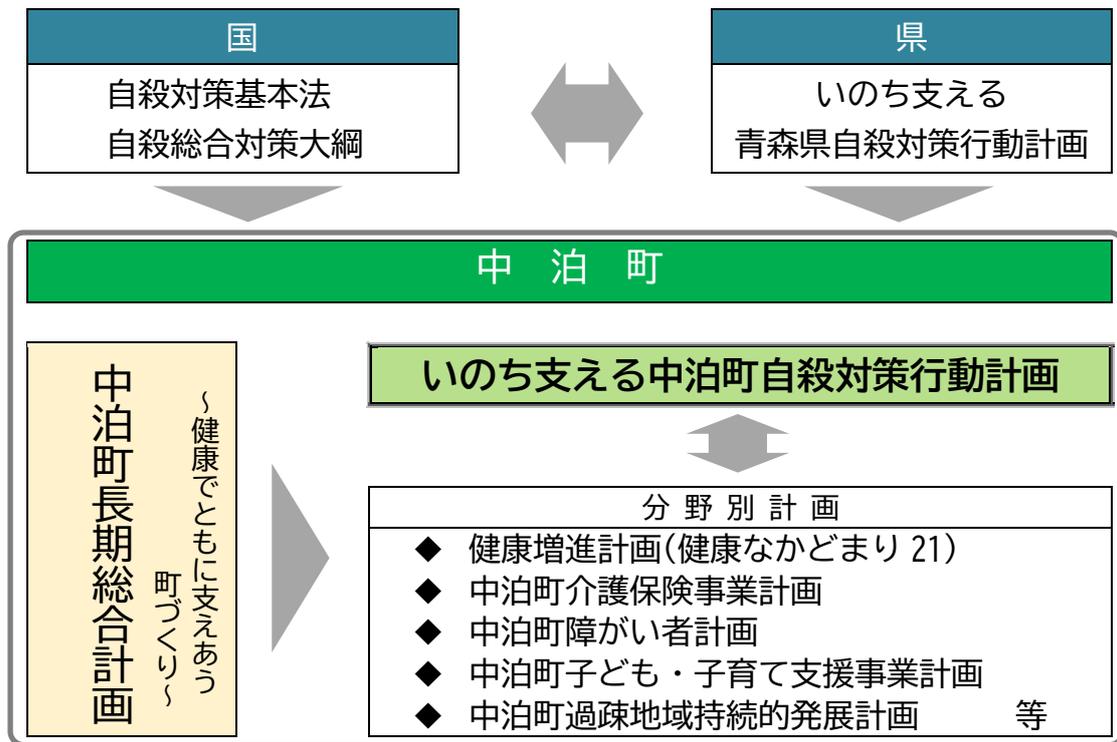
- 令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる  
(旧大綱の数値目標を継続)

### 第6 推進体制等

### I-III 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて策定します。

また、中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「健康なかどまり21」や「中泊町長期総合計画」との整合性を図ります。



### I-IV 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
第1期	第2期 自殺対策計画					次期計画	

## 第2章 中泊町における自殺の現状

### Ⅱ-1 はじめに

自殺実態の分析に当たって

実効性のある自殺対策を推進するため、厚生労働省「人口動態統計」や警察庁「自殺統計」等を活用して地域の自殺の現状を分析しました。

(厚労省「人口動態」と警察庁「自殺統計」の違い)

	厚労省 人口動態統計	警察庁 自殺統計
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	住所地をもとに死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体発見時点で計上

地域自殺実態プロファイル

いのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)により、すべての都道府県・市町村の「地域自殺実態プロファイル」が作成され、提供されています(なお、一般には公開していません)。プロファイルには、以下の情報が含まれています。

- ・地域の自殺者の特徴
- ・属性別の自殺者数(男女、年齢、同居人の有無、雇用状況、自殺未遂歴など)
- ・学生・生徒等の自殺者数
- ・地域の事業所数、従事者数
- ・住民の悩みやストレスの状況、こころの状態 等

また、プロファイルには、地域の自殺の特徴や、自殺者の特性、自殺の危機経路を参考に、地域における優先的な課題となり得る施策について「推奨される重点パッケージ」として提示されています。この地域自殺政策パッケージを踏まえて、地域自殺対策計画を策定することが推奨されています。

## Ⅱ-2 町の現状と課題

### (1)人口の推移と推計

町の総人口は減少してきており、高齢夫婦世帯および高齢単身世帯数は、県や全国と比較すると高い割合となっています。

また、国立社会保障人口問題研究所が令和5年に公表した試算によると、今後さらに人口減少・高齢化が進むとされています。

#### 【人口状況】

	人数（人）			
	人口	65歳以上人口	出生数	死亡数
中泊町	10,278	4,595	33	190
	(割合)	44.7%	0.3%	1.8%

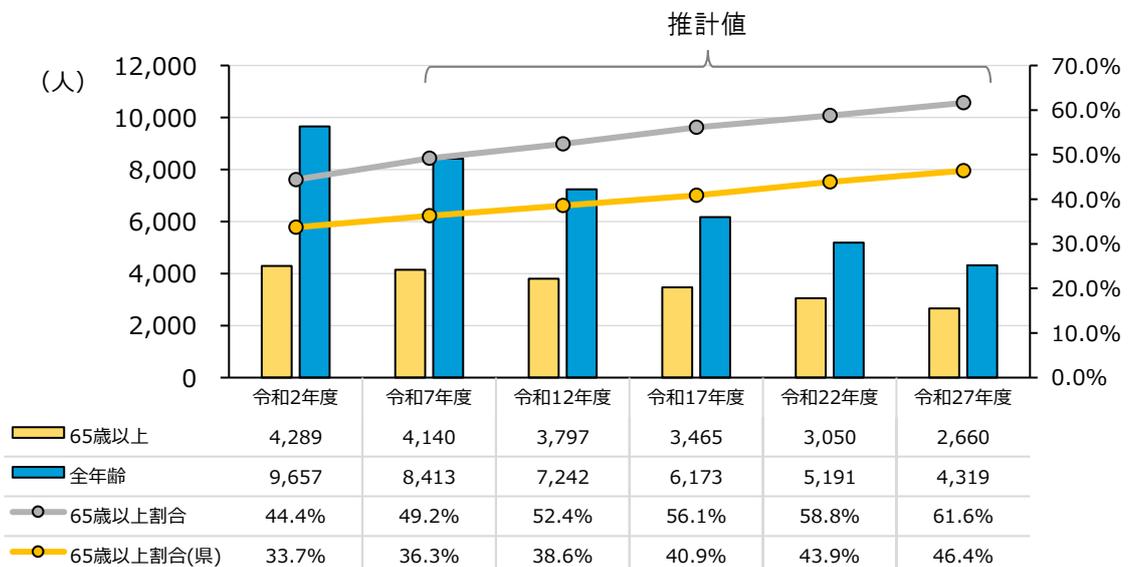
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（令和4年1月1日時点）

#### 【世帯の状況】

	世帯数（戸）					
	中泊町	(割合)	青森県	(割合)	全国	(割合)
全世帯	3,855		509,649		55,704,949	
高齢夫婦世帯	684	17.7%	60,995	12.0%	6,533,895	11.7%
高齢単身世帯	748	19.4%	71,752	14.1%	6,716,806	12.1%

出典：総務省 令和2年国勢調査（人口等基本集計）

#### 【年齢階級別 将来人口の推移】

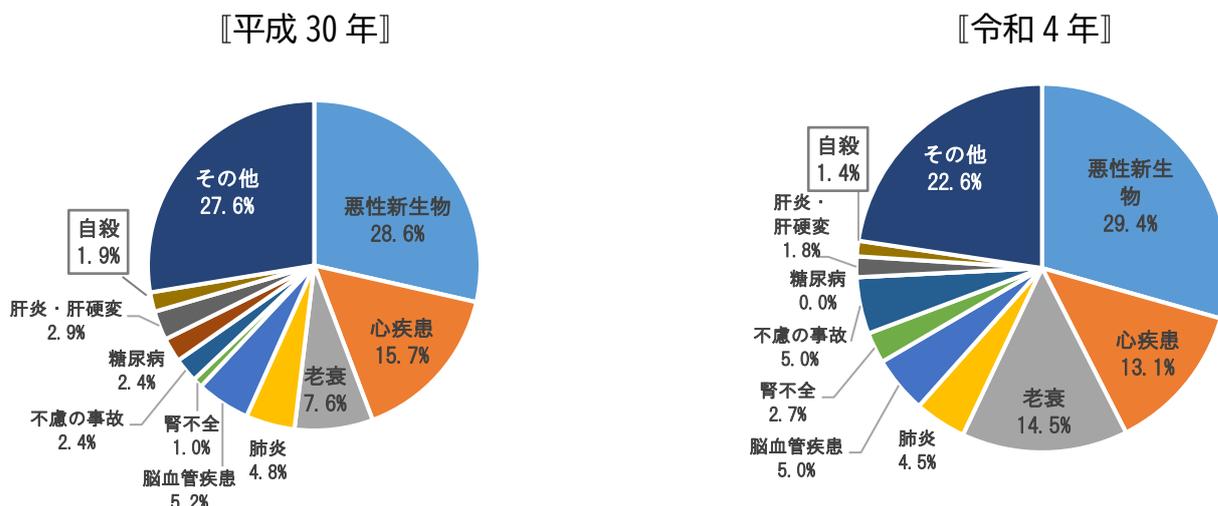


出典：国立社会保障・人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口）

## (2)町の自殺の特徴

### ■主要死因から見る自殺の状況

令和 4 年の主要死因別死亡割合を見ると、自殺は全体の1.4%になっています。平成 30 年と比べ 0.5%減少しています。

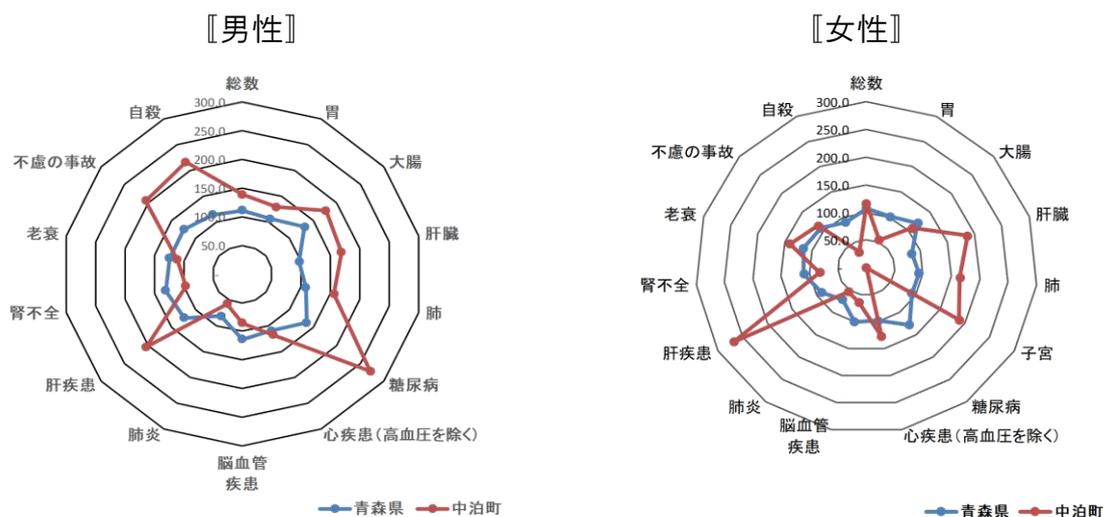


資料：平成30年；青森県保健統計年報、令和4年：町管理台帳

### ■標準化死亡比

全国の死亡率を100としたときの標準化死亡比(平成29年～令和3年)をみると、男性の自殺による死亡が高い状況となっています。

#### 標準化死亡比(平成29～令和3年)



出典：青森県健康福祉政策課資料

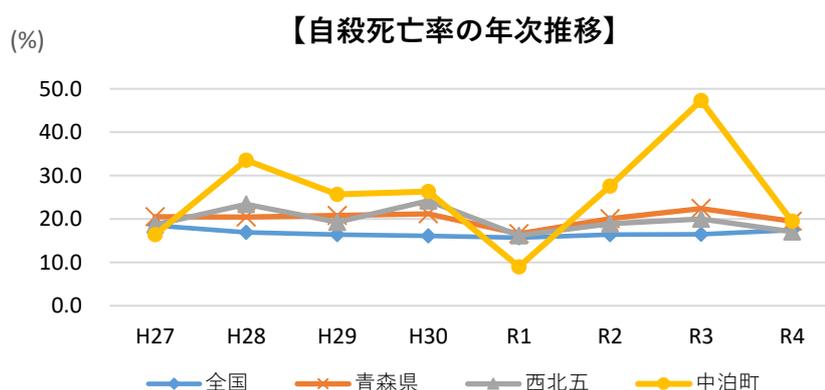
## ■自殺者数と自殺死亡率の推移

国、県ともに令和元年までは減少傾向にありましたが、令和2年から増加に転じています。町の状況についても、令和元年に減少したものの、令和2年・3年と増加が見られています。

	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4
全 国(人)	21, 021	20, 468	20, 031	19, 425	20, 243	20, 291	21, 252
青森県(人)	271	265	277	214	256	282	242
西北五(人)	33	26	32	21	24	25	21
中泊町(人)	4	3	3	1	3	5	2

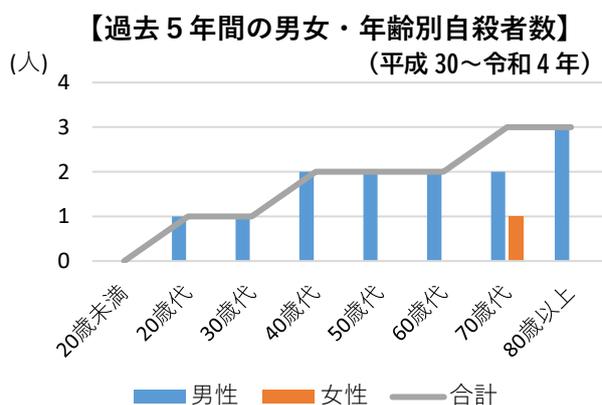
出典：地域自殺実態プロフィール 2023

自殺死亡率(人口10万人当たり)における町の状況は、9.0～47.3の間で推移しており、令和3年で全国、県平均を大きく上回っています。

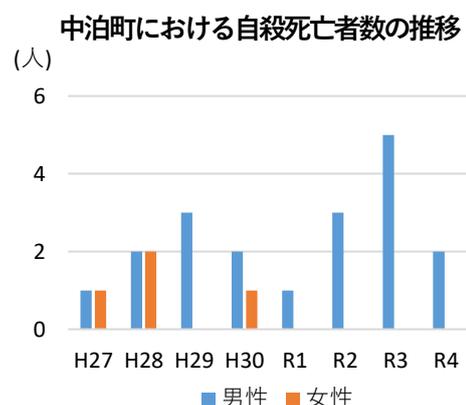


出典：警察庁「自殺統計」

町の年齢層別の自殺者数は、40歳代～60歳代の働き盛り世代と80歳以上の割合が高く、性別では、男性に多い状況となっています。



出典：警察庁「自殺統計」



出典：警察庁「自殺統計」

## ■属性から見る町の自殺の特徴

町の自殺の特徴を生活状況別(性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無)に見ると、自殺者に占める割合が最も高いのは、「男性・60歳以上・無職・同居者無」の区分となっています。その自殺に至る主な危機経路として、失業(退職)をきっかけに、身近な人の死別・離別、うつ状態の発症等が加わることにより自殺に至っています。また、自殺者の就労状況は、「無職者」が78.6%となっており、そのうち「年金生活者」が72.7%となっています。

### 【地域の主な特徴(平成30～令和4年合計)】

上位区分の特性	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性60歳以上無職独居	3	21.4%	293.6	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	3	21.4%	59.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性40～59歳無職同居	2	14.3%	281.0	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:男性40～59歳無職独居	1	7.1%	969.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳無職同居	1	7.1%	194.6	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

出典：地域自殺実態プロファイル 2023

\*区分の順位は、自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は、自殺死亡率の高い順となっています。また、「自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省(令和2年国勢調査)就業状態等基本集計をもとにJSCPにて推計したものとなっています。

### 【職業の有無による自殺者数と割合】

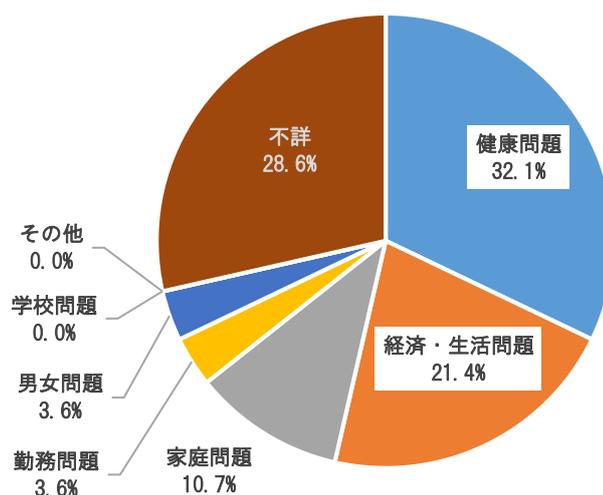
職業	人数		年代別詳細 (平成30年～令和4年合計:14人)					
	(人)	(%)	20～30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	
有職者	3	21.4%	1	1		1		
無職者	11	78.6%	1	1	2	1	6	
無職	失業者	1	9.1%	1				
	年金	8	72.7%			1	1	6
	無職	2	18.2%		1	1		

出典：警察庁「自殺統計」

## ■自殺の原因・動機

町の自殺の原因・動機についてみると「健康問題」が32.1%と最も高く、次いで「経済・生活問題」(21.4%)、「家庭問題」(10.7%)の順となっています。

自殺の原因・動機（平成25年～令和4年の累計）



出典：厚労省「地域における自殺の基礎資料」

## ■高齢者関連

60歳以上の自殺者について、性・年代別・同居者の有無別にみると、「男性・70歳代および80歳以上」で同居人有の割合が全国より高くなっています。

【60歳以上の自殺者の内訳（60歳以上、平成30年～令和4年合計）】

性別	年齢階級	同居人の有無(割合)		全国割合	
		有	無	有	無
男性	60歳代	12.5%	12.5%	14.0%	10.4%
	70歳代	25.0%	0.0%	15.0%	8.0%
	80歳以上	25.0%	12.5%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	0.0%	0.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	12.5%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0.0%	0.0%	6.9%	4.3%

出典：地域自殺実態プロファイル 2023

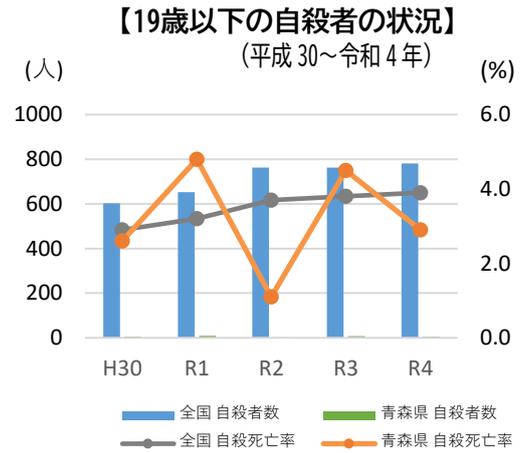
## ■子ども・若年層関連

町の若年層の自殺者は、近年では「なし」の状況が続いています。しかしながら、19歳以下の自殺死亡率は全国的に上昇傾向にあり、また県においても変動が見られているため、経年の傾向について慎重に判断し、今後も関係機関との連携のもと取組みを推進していく必要があります。

【19歳以下の自殺者の状況（平成30～令和4年合計）】

学生生徒等	町		県割合	全国割合
	自殺者数	割合		
中学生以下	0	-	17.6%	15.1%
高校生	0	-	38.2%	31.5%
大学生	0	-	38.2%	41.7%
専修学校生等	0	-	5.9%	11.7%

出典：地域自殺実態プロフィール 2023



出典：地域自殺実態プロフィール 2023

## ■生活困窮関連

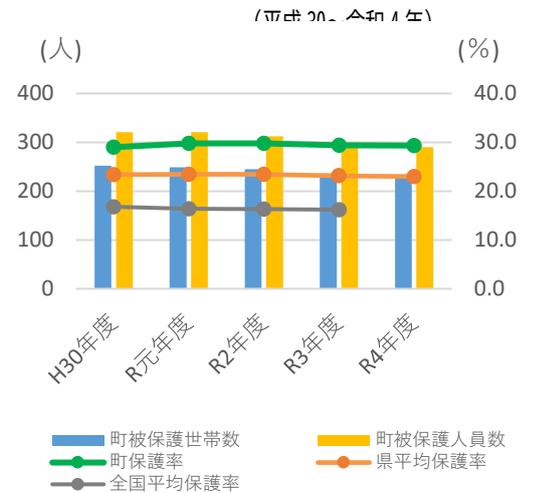
町の被保護世帯数は大きな変化がみられていないものの、県及び全国平均の保護率を上回っており、生活困窮についての相談件数についても増加傾向にあります。

【生活保護の状況（平成30年～令和4年）】

町	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
被保護世帯数	252	249	245	236	232
被保護人員数	321	321	312	299	290
保護率	29.00%	29.78%	29.78%	29.41%	29.31%

資料：町福祉課台帳

【被保護世帯・人員数および保護率】



資料：青森県健康福祉政策課

## ■就労関連

町の就労状況について、産業区分割合を見ると、第3次産業が最も高くなっています。

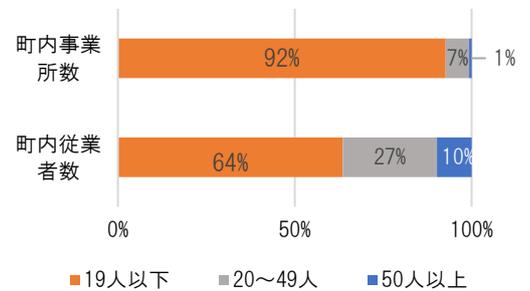
また、町内事業所の状況を見ると、小規模事業所が多くを占めています。労働者50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも、地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

【産業区分割合】

	人口構成割合		
	中泊町	青森県	全国
第1次産業就業者	20.9%	11.1%	3.4%
第2次産業就業者	27.1%	19.6%	23.0%
第3次産業就業者	51.8%	67.1%	70.6%
その他	0.3%	2.1%	3.0%

出典：総務省 令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）

【地域の就業者の状況】



出典：地域自殺実態プロフィール 2021

## 第3章 これまでの自殺対策と課題

### Ⅲ-Ⅰ これまでの取組みと評価

町では平成 31 年に「いのち支える中泊町自殺対策行動計画」を策定し、包括的・全庁的に自殺対策に取り組んできました。

#### 【第 1 期計画による取組み】

基本施策 <small>(国の方針を踏まえた自殺対策の基盤的な取組み)</small>	重点施策 <small>(町の自殺の特徴を踏まえた重点的に取り組むべき対象者への施策)</small>
(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 住民への啓発と周知 (4) 生きることの促進要因への支援 (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	(1) 勤務・経営問題対策 (2) 高齢者対策 (3) 生活困窮者対策 (4) 無職・失業者対策

#### ■中泊町自殺対策計画の評価指標と目標達成状況

第 1 期計画の基本施策の実施状況とその達成率は以下のとおりです。

コロナ禍等の状況下で、実施が困難な事業や取組みも一部ありましたが、半数以上で目標値を達成しています。しかしながら、計画の目標である「自殺者数・自殺死亡率の減少」はいずれも変動的であり、目標達成とは言えない状況となっています。

#### ※評価

◎：達成できた      △：達成不十分（変動的なため）  
 ○：概ね達成        X：未達成

計画の目標	指標	目標値	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	評価
自殺者の減少	1) 自殺者数 (人)	減少	4	3	3	1	3	5	2	△
	2) 自殺死亡率 (%)	減少	33.6	25.7	26.3	9.0	27.6	47.3	19.5	△

主な施策分野	指標の内容	目標値など	基準値 (平成29年度)	令和4年度 実績	評価
1 ネットワーク の強化	1) 自殺対策本部 会議開催数	1回/年以上	1回	未実施	△
	2) 自殺対策ネット ワーク会議開催数	1回/年以上	1回	1回	△
	3) 支援が必要な ケースや要保護 児童等に関する 連携件数	3回/年以上	必要時実施 (件数未把握)	要保護児童 関連：2件 その他：37件	◎
2 人材の育成	1) ゲートキーパー 養成研修開催数 (養成者数)	1回/年以上	2回 養成者：49人 (養成者：計201人)	2回 養成者：24人 (養成者：計295人)	◎
	2) 町職員の養成 研修開催数	1回/年以上	0回 (R1：全職員実施)	0回 (R3：新任職員実施)	○
3 町民への啓発 と周知	1) 庁内及び関係機関 のパンフレット 等の設置か所数	庁内：5か所 関係機関：10か所	1か所	庁内：5か所 関係機関：4か所	○
	2) 講演会開催回数	1回/年以上	1回	1回	○
4 生きることへの 促進要因 への支援	1) いきいき百歳 体操実施地区数	増加	9か所	9か所	◎
	2) こころの相談室・ 傾聴サロン利用者数	1人/回以上	未実施	利用者4名 (13回実施)	○
5 児童生徒の SOSの出し方 教育	SOSの出し方 教育実施学校数	全小中学校 において 1回/年実施	思春期教室 として実施	思春期教室 として実施	△
6 働き盛り世代 対策	勤労者向け健康 教育等の開催数	1回/年以上	未実施	1回	○
7 高齢者対策	1) 地域ケア会議 開催数	必要時開催 (継続)	11回	11回	◎
	2) 高齢者向け健康 教育等の開催数	1回/年	実施あり	1回	○
8 生活困窮・ 無職者等対策	1) 生涯現役促進地域 連携事業利用者数	増加	未実施	就労支援関連 事業利用者： 延べ242人	◎
	2) 支援が必要なケース に関する連携件数	3件/年以上	必要時実施 (件数未把握)	生活保護相談： 14件 その他：延べ9件	◎

## Ⅲ-2 本町における自殺対策の課題

町の自殺者数および自殺死亡率は変動的であり、減少傾向とは言えない状況にあります。特に令和3年においては、自殺死亡率は県や全国平均を大きく上回っており、取組みをさらに強化していく必要があります。

年代別自殺者数では、40歳代から60歳代の働き盛り世代の自殺者が約半数を占めており、性別では、令和元年以降男性の自殺者のみとなっています。一方、女性における自殺者においては減少傾向、19歳以下の自殺者はない状況が続いています。しかしながら、全国的に女性の自殺死亡者や子ども・若年者における自殺者数の増加傾向が見られていること、また令和4年10月に示された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本町においても取組みを推進していくことが必要です。

## 第4章 計画の理念と目標

### Ⅳ-Ⅰ 計画の基本理念

町では平成 31 年 3 月に「誰も自殺に追い込まれることのない中泊町」を基本理念とする「いのち支える中泊町自殺対策行動計画」を策定し、包括的・全庁的に自殺対策を進めてきました。

近年、コロナ禍での交流機会の減少による孤立や、経済活動の停滞、働き方の変化など、社会情勢が目まぐるしく変化しており、また生活困窮や介護疲れ、いじめ等、自殺を引き起こす様々な社会的要因は根強く存在しており、町民のこころの健康をまもるための施策をこれまでも増して強化していくことが求められています。

本計画においても、これらを踏まえ、基本理念を第 1 期計画と同様、「誰も自殺に追い込まれることのない中泊町」とし、全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

### Ⅳ-2 持続可能な開発目標 (SDGs) について

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは平成 27 (2015)年9月に国連サミットで採択された、平成 28 (2016)年から令和 12 (2030)年の 15 年間で達成するために定められた国際目標です。本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組みを進めていきます。

### Ⅳ-3 計画の数値目標

国は、平成 29 年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「2026年度までに2015年度に比べて自殺死亡率を30%以上減少させる」ことを国の自殺対策の目標として定め、対策を講じてきました。その目標は、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱においても引き続きの目標値となっています。

また、青森県では、国の目標を踏まえ、「青森県自殺対策計画(平成30年3月策定)」の中で、令和8年までに自殺死亡率为14.7%、自殺者数を171人以下とすることを目指すとしています。

本町においては、平成29年から令和3年までの自殺者数は合計15人、自殺死亡率は平均27.2%となっており、国および県を上回っています。自殺死亡率について、自殺総合対策大綱の目標を当てはめると、本町では令和8年までに19.0%以下にすることが求められます。自殺死亡率は人口規模が小さい本町では、自殺死亡率に大きく影響することが予測されるため、自殺者数1人以下を目標値とします。

【第2期自殺対策計画の目標値】

		基準値		目標値
国	(自殺死亡率)	[平成28年] 18.5	30%減 ➡	[令和8年] 13.0以下
	(自殺者数)	21,021人		
青森県	(自殺死亡率)	[平成28年] 20.5	➡	[令和8年] 14.7以下
	(自殺者数)	271人		
中泊町	(自殺死亡率)	[平成29~令和3年] 27.2	➡	[令和8年] 19.0以下
	(自殺者数)	15人(平均3人/年)		1人以下

\*自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します。

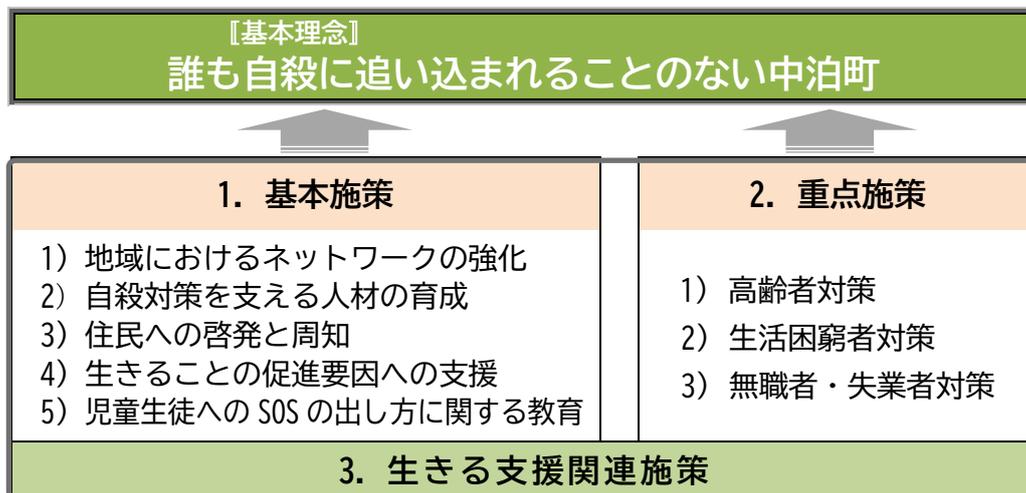
## 第5章 いのち支える自殺対策における取組み

### V-1 施策の体系

町の自殺対策は3つの施策で構成されています。

1つめは、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に共通して取り組むべきとされている「基本施策」です。「基本施策」は地域で自殺対策を推進するために欠かすことのできない基盤的な取組みです。2つめは、町の自殺の実態を踏まえた「重点施策」です。本町において特に自殺のリスク要因となっている「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」に焦点を絞った取組みです。3つめは、「生きる支援関連施策」です。既存事業を自殺対策(地域づくり)の観点から捉え直し、様々な課題に取り組む庁内各課、地域組織の施策です。

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全体に深く関係していることから、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組み」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



## V-2 具体的な施策の展開

### 1. 基本施策

#### 1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、地域の多様な関係者が連携・協力しながら取り組むことが重要です。自殺対策を町全体の課題と捉え、医療、保健、生活、教育、労働等の様々な関係機関の連携及びネットワークの強化を図ります。また、様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるように庁内の相談支援体制の充実と連携体制の整備を行います。

#### 【関連する町の施策・事業】

##### ① 地域における連携・ネットワークの強化

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
中泊町いのち支える自殺対策推進本部会議	自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するための会議を開催します。	全課 町民課	
中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議	保健、医療、福祉、教育、地域団体など関係機関や各種団体の代表で構成される組織であり、町の自殺対策に関する協議を行います。	町民課	自殺対策ネットワーク推進協議会
健康づくり推進協議会会議	町の健康課題と自殺に関する問題・対策について保健、医療、福祉、教育、地域団体など関係機関や各種団体等で、総合的に協議します。	町民課	健康づくり推進協議会

##### ② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を要する児童や養育支援等が必要な児童・保護者に対し、早期に適切な支援を行えるよう関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉課	消防・警察 こども園・民生児童委員 医療福祉機関 教育委員会 児童相談所等

ケース検討会議	精神障害者や高齢者虐待など、複数の機関が関わっているケースに関して、情報共有を図り適切な支援を行えるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉課 町民課	消防・警察 保健所・民生 児童委員・医 療福祉機関 保健所等
心配ごと相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉課	社会福祉 協議会

### 【評価指標】

項目	評価対象の取組み	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
地域における ネットワーク の強化	いのち支える自殺対策推進 本部会議（開催回数）	未実施	年1回以上
	いのち支える自殺対策ネット ワーク会議（開催回数）	1回	年1回以上
	要保護児童対策地域協議会 ケース会議（開催回数）	2回	必要時

## 2)自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に対応するため、そのサインに気づくことが重要です。SOSのサインに気づき、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう必要な研修機会の確保を図ります。また、連携の大切さについても理解を深めます。

### 【関連する町の施策・事業】

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
ゲートキーパー 養成研修	《関係機関・町民》 職場や地域で、自殺やこころの問題に関する研修会を開催し、自殺のハイリスク者の早期発見、適切な対応ができる人材を養成する。また、養成した人材の有効活用や養成後のフォローアップ体制の充実を図る。  《職員》 職員研修において、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するための基盤をつくる。	町民課 総務課	民生児童委員 行政連絡員 医療福祉機関 議会事務局 町内会 事業所等

【評価指標】

項目	評価対象の取組み	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修 (養成者計)	(養成者計) 295人	(養成者計) 350人
	アンケート結果にて「自殺対策の理解が深まった」と回答した割合	70%以上	70%以上

### 3)住民への啓発と周知

自殺の問題が一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて町民の理解の促進を図ります。また、命や暮らしの危機に陥った場合には「誰かに援助を求める」ことへの理解を促進し、自殺対策における町民一人ひとりの役割等について普及啓発を図ります。

【関連する町の施策・事業】

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
こころの健康づくり啓発活動	広報やホームページに、自殺予防週間(9月)・自殺予防月間(3月)等に合わせて自殺対策に関する情報を掲載・周知します。また庁内窓口や福祉関係機関、医療機関等にパンフレット等を置き、各種の周知を図ります。	町民課	医療福祉関係機関
こころの健康づくり講演会	心の健康や自殺に対する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催します。	町民課	
町民祭・成人式等での啓発	自殺対策に関するブース展示や傾聴サロンの周知、相談窓口の一覧等の資料配布を行い周知します。	町民課	イベント関係課

【評価指標】

項目	評価対象の取組み	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
住民への啓発 と周知	町広報誌での啓発(実施回数)	2回	年2回以上
	ホームページでの啓発(実施回数)	1回	年2回以上
	こころの健康づくり講演会の開催(開催回数)	1回	年1回以上
	成人式での啓発	実施	実施
	町民祭等のイベント時での啓発	実施	実施
	「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合	—	50%以上
	悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、誰かに相談することが恥ずかしいことだと思う人の割合	—	30%以下

#### 4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組みを行うこととされています。「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

【関連する町の施策・事業】

① 居場所・生きがいづくり活動及び相談支援

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
こころの相談室 傾聴サロン	悩みを持つ方が立ち寄り、話すことで、安心して過ごせる居場所を目指します。	町民課	傾聴ボランティア
新生児訪問事業 (産婦訪問)	出産後早期に新生児・産婦訪問を行うとともに、産後うつスクリーニングを実施し、産婦のこころの状態を把握し、産後うつの早期発見・早期対応を図ります。	町民課	子育て世代包括支援センター

子育て支援センターの活用	子育て世代の親と子が気軽に集い、交流を図る場を提供します。子育ての情報提供や相談支援を行います。	福祉課	こども園
いきいき百歳体操	身体機能や日常生活動作の維持向上に加え、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	福祉課 (地域包括支援センター)	町内会 集落支援員等
高齢者教室・寿大学	高齢者の引きこもり防止と社会参加を促し、参加者同士の交流が促進されることで、生き生きとした生活を送ることができるよう、居場所づくりや生きがいづくりの場として実施します。	教育委員会	老人クラブ 連合会等
公民館教室	参加者同士の交流を促進し、気軽集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいづくりにつなげます。	教育委員会	各教室

## ② 自殺未遂者、遺された人への支援

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
死亡届出時等の情報提供	遺族に対し、「自死遺族つどいの案内」や相談窓口などの情報掲載チラシの配布を行います。	町民課	
関係機関等との連携	遺族に関する情報を共有し、必要な支援や適切な支援先につなぐなどの対応を図ります。また必要時、家庭訪問を行います。	町民課	福祉課 福祉事務所 その他の関係機関

### 【評価指標】

項目	評価対象の取組み	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
生きることの 促進要因への 支援	健康相談・傾聴サロン(利用者)	延べ4人	1回あたり 1人以上
	産後うつスクリーニング(実施率)	100%	100%
	子育て支援センター(利用者)	延べ173組	増加
	いきいき百歳体操(実施地区)	12か所	15か所

## 5)児童生徒の SOS の出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目的として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。また、児童生徒がSOSを出したときに、それを受け止めることができる身近な大人を地域に増やすための取組みを推進します。

### 【関連する町の施策・事業】

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
SOS の出し方教育	《児童・生徒》 児童生徒に対し、自殺予防にむけたこころの教育や、困難やストレスに直面した時に SOS を出すなどの援助希求行動・対処法を身につけるための教育を推進します。  《教育従事者・大人》 児童生徒が SOS を出したときに、受け止めることができる身近な大人を地域に増やすための取組みを推進します。	教育委員会 町民課	各小中学校 教育従事者 PTA 等
小中学生を対象とした思春期教室	学校と連携し、命の大切さや生について学ぶための学習を行います。	町民課	各小中学校
学校におけるスクールソーシャルワーカーの設置・派遣	問題や悩みを抱える児童生徒・保護者に対して、環境・状況改善を図ります。	教育委員会	各小中学校
児童生徒の支援体制の強化	不登校やいじめ等問題行動、ハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します。	教育委員会 町民課 福祉課	教育関係機関

### 【評価指標】

項目	評価対象の取組み	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
児童生徒の SOS の出し方に関する教育	SOS の出し方教育(開催回数)	未実施	全小中学校で実施
	アンケート結果にて「理解できた」と回答した割合	未実施	80%以上

## 2. 重点施策

### 1) 高齢者への対策

高齢者は、加齢とともに身体機能や認知機能、心身の活力が低下しやすく、そのため閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいリスクがあります。また、ライフスタイルや社会環境の変化が著しいこと、高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者の自殺対策は重要です。高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化を図り、高齢になっても地域とのつながりのある地域づくりを進めます。

#### 【関連する町の施策・事業】

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
地域ケア会議	高齢者が抱える問題を多職種で共有・協議し、個別の課題の解決の他、地域づくり、社会基盤の整備に取組みます。 (生きることの包括的支援)	福祉課	地域包括支援センター 福祉事務所 医療・保健福祉関係機関
介護保険相談に関すること	高齢者は自身や家族の健康不安、介護疲れなど、複合的に悩みを抱えていることが多く、関係機関と連携を図りながら支援します。 また、自殺リスクを抱える可能性があるケースには、相談機関や適切な機関につなげます。	福祉課	地域包括支援センター 福祉事務所 医療・保健福祉関係機関
認知症に関すること	認知症サポーターを養成・拡充し、認知症に対する正しい知識を身につけ、高齢者が抱える問題に早期に気づき、適切な機関につなぎます。	福祉課	地域包括支援センター 福祉事務所 医療・保健福祉関係機関
認知症カフェ運営事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続するため、また認知症の方の家族の介護負担の軽減を図り、認知症の方とその家族を支える地域づくりを推進します。	福祉課	地域包括支援センター
高齢者一人暮らし世帯訪問	家庭訪問を通じて、声かけや生活状況の把握を行い、必要時関係機関につなぎます。	福祉課	民生児童委員

健康教育・健康相談	各団体主催の健康相談や健康教育の機会に、こころの健康や自殺に対する知識等について普及啓発を行います。	町民課	教育委員会 社会福祉協議会 町内会 等
高齢者教室・寿大学	高齢者の引きこもり防止と社会参加を促し、生き生きとした生活を送ることができるよう実施します。	教育委員会	老人クラブ 連合会 等

### 【評価指標】

項目	評価対象の取組み	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
高齢者への 対策	地域ケア会議(開催回数)	11回	現状維持
	高齢者教室等でのメンタルヘルスを含む健康教室(開催回数)	1回	年1回以上

## 2)生活困窮者への対策

生活困窮者は、家族問題、失業、障害、疾病、借金問題など多様な問題を複数抱えていることが多く、経済的困窮に加え、社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮状態にある方、生活困窮に至る可能性のある方が自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度等と連動し効果的な対策を進めます。

### 【関連する町の施策・事業】

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
生活困窮者自立支援相談	青森県社会福祉協議会と連携し、生活困窮者（経済的困窮、社会的孤立、心身の問題、生活環境の問題等悩みを抱えている方）に対し総合相談窓口として相談を受け付け、必要な支援を包括的・継続的に提供する。	福祉課	社会福祉協議会 民生児童委員
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉課	社会福祉協議会 民生児童委員

生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会と連携し、経済的自立等安定した生活基盤を整えることを目的に、低所得者、障害者、または高齢者に対し、資金の貸付と必要な支援を行います。	福祉課 (社会福祉協議会)	民生児童委員 医療福祉機関 児童相談所等
フードバンクシステム補助事業	社会福祉協議会と連携し、経済的自立等安定した生活基盤を整えることを目的に、低所得者、障害者、または高齢者に対し、食糧支援を行います。	福祉課 (社会福祉協議会)	民生児童委員 医療福祉機関 児童相談所等
子どもに関する手当等に関する事務	ひとり親家庭や障害児を養育している世帯は経済的・精神的負担が大きい傾向にあるため、給付・申請時等に当事者や保護者・家族と対面する機会を活用し、問題の早期発見、適切な支援につなげます。	福祉課 教育委員会	民生児童委員 医療・保健・福祉機関 児童相談所等
各種納付相談	各種税金や保険料の支払いの際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談の中で、必要に応じて適切な支援先につなげます。	税務課 福祉課 町民課	医療・保健・福祉 関係機関

#### 【評価指標】

項目	評価項目	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
生活困窮者への対策	生活困窮者自立支援相談	実施	現状維持

### 3)無職者・失業者への対策

無職者・失業者は社会との接点が少なくなり、周囲からの孤立が懸念されます。また、経済的にも困窮し、将来生活への不安、家族関係の悪化につながる恐れが高いと思われます。本町の自殺者の就労状況をみると、「無職者」が78.6%となっており、自殺の原因・動機では「経済・生活問題」(21.4%)が「健康問題」に次いで2番目に多い状況となっています。無職者や失業者が自殺に至ることがないように、生活困窮者対策等も含めた包括的な支援に取り組めます。

【関連する町の施策・事業】

事業名	取組みの内容	担当課	関係課・協力団体
生涯現役への取組み	就労希望者と事業主双方の相談業務（マッチング支援）等により、「生涯現役」、生きがいをづくりと経済的安定を図ります。	社会福祉協議会	生涯現役いきいき活躍プロジェクト協議会
就労に関する情報の周知	ハローワーク、地域若者サポートステーション等の情報を、広報、ポスター、求人情報の掲示、設置で情報の周知を図ります。	総務課	ハローワーク 地域若者サポートステーション

【評価指標】

項目	評価項目	現状値 〔令和4年度〕	目標値 〔令和11年〕
無職者・失業者への対策	生涯現役促進地域連携事業	実施	現状維持

### 3. 生きる支援関連施策

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施される必要があります。庁内外で行われている様々な事業を「生きることを支える取組み」と位置付け、意識的に取組むことは包括的・全庁的に自殺対策を進めることにつながり、さらには自殺以外の問題の解決にも役立ちます。

◎庁内各課にて「生きる支援」に関連する事業をリスト化し、本町の基本施策及び重点施策ごとに分類しています。

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策			
				① ネット ワーク の強化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 き る 支 援	⑤ S O S の 出 し 方 教 育	① 高 齢 者	② 生 活 困 窮 者	③ 無 職 ・ 失 業 者	
1	人事に関する事務 職員の健康管理に関 する事務	住民からの相談に応じる職員の心身面健康 の維持増進を図る。	総務課				●					
2	職員の研修に関する 事務	自殺対策に関する研修を導入することで、 全庁的な自殺対策の推進を図る。	総務課	●	●							
3	庁議および行政連絡 会議に関する事務	自殺対策に関する情報共有をすることで、 総合的・全庁的に自殺対策を推進してい く。	総務課	●								
4	防災関連事業	災害時要配慮者は、日常の生活においても 生活上の困難を持つ方も多い。背後にある 様々な問題をも察知し、適切な支援先につ ながり接点となり得る。	総務課	●								
5	消防団・交通安全に 関する事務	自殺実態に関する情報を共有することで、 連携の基盤強化を行う。	総務課	●								
6	人権擁護啓発事業 (人権相談等)	当事者や家族等と対面で対応する機会を活 用することで、問題の早期発見・対応を行 う。また、人権擁護委員が自殺対策に関す る知識を持つことにより、相談業務だけ でなく関係機関につながるができる。	総務課	●			●					
7	消費者行政事業 多重債務者等経済生活 再建事業	当事者や家族等と対面で対応する機会を活 用することで、問題の早期発見・対応を行 う。	総務課	●							○	
8	行政相談事業	当事者や家族等と対面で対応する機会を活 用することで、問題の早期発見・対応を行 う。	総務課	●								
9	行政連絡員に関する 事務	ゲートキーパー研修を受講してもらうこと で、自殺のリスクを早期に察知し、必要な 機関へつなぐなどの対応を強化できる。	総務課	●	●							
10	就労情報の周知	広報、求人方法などの掲示により、就労情 報の周知を図る。	総務課				●					○

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策			
				①	②	③	④	⑤	①	②	③	
				ネット ワークの 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方 教 育	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職 ・ 失 業 者	
11	行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	住民が地域の情報を知るうえで最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発や情報提供を提供する機会となり得る。	総務課			●						
12	各種計画の策定 〔長期総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略〕 等	・各種計画の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的な対策の推進につながる。 ・計画や取組の評価時に、自殺対策計画・庁内の生きる支援関連事業について共に検討することで、連携のさらなる強化を図ることができる。	総合戦略課	●			●					
13	地域共生社会に関する事務	共生社会を目指した様々な支援は、生活上の困難さの解消につながり、自殺の防御因子＝生きたいと思える要因を増やすことに寄与し得る。	総合戦略課	●			●		○			
14	事業継承に関する支援	各種関係団体との連携や事業に関心がある方のマッチングなどにより、町内事業者の人手不足や後継者不足等の課題について解消を図る。	総合戦略課	●			●					
15	移住支援に関すること	東京都からの移住者に対し、支援金の交付を行うとともに、移住者が町民とのつながりを持ち孤立を防ぐための支援を行う。	総合戦略課				●					
16	高等学校通学費助成	高校生の通学費の一部を助成することにより、子育て世代の負担軽減や教育環境の充実を図る。	総合戦略課				●			○		
17	税賦課に関する事務 町税の徴収、滞納整理 事務	納付を期限までに行えない住民は、生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えていることが少なくない。対応する職員が自殺対策の知識を持つことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	税務会計課	●							○	
18	各種納付相談	生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方を適切な支援先につなげる。	税務会計課								○	
19	窓口収納支払い事務	対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	税務会計課	●								
20	生活保護費受給	自殺リスクの高い層との接触機会として活用し得る。	税務会計課	●			●					
21	要保護児童対策地域協議会	児童相談所から連絡があったケースや虐待通報に応じて会議を行う。内容によっては、ケース検討会議・実務者会議を行う。	福祉課	●								
22	児童生徒の支援体制の強化	不登校やいじめ等の問題行動やハイリスクとなる児童生徒への支援を行う。	福祉課	●				●				
23	ケース検討会議	精神障害者や高齢者虐待、閉じこもり問題など、複数の機関が関わっているケースに関して情報共有を図り、適切な支援を行えるよう関係機関の連絡体制の強化を図る。	福祉課	●			●		○	○		

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策			
				①	②	③	④	⑤	①	②	③	
				ネット ワーク の強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方 教 育	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職 ・ 失 業 者	
24	心配ごと相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる。	福祉課	●			●					
25	いきいき百歳体操	身体機能や日常生活動作の維持向上に加え、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを行う。	福祉課				●		○			
26	子育て支援センターの活用	子育て世代の親と子が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子育ての情報提供や相談支援を行う。	福祉課				●					
27	地域ケア会議	高齢者が抱える問題を多職種で共有・協議し、個別の課題の解決の他、地域づくり、社会基盤の整備に取り組む。	福祉課	●					○			
28	生活困窮者自立支援相談	青森県社会福祉協議会と連携し、生活困窮者（経済的困窮、社会的孤立、心身の問題、生活環境の問題等悩みを抱えている方）に対し総合相談窓口として相談を受け付け、必要な支援を包括的・継続的に提供する。	福祉課	●			●			○	○	
29	生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる。	福祉課				●			○		
30	民生・児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気づき、相談に応じ、適切な相談先につなげる地域の最初の窓口として機能することができる	福祉課	●	●		●		○	○		
31	赤十字社に関する事業	住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の交流や気づきの力を高めていくことにつながり得る。	福祉課	●	●							
32	配偶者暴力相談支援	配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。	福祉課	●		●	●					
33	こども園入所申請に関すること	申請に際して、保護者と面談する機会を活用することで、問題の早期発見・対応を行う。	福祉課	●			●					
34	児童手当支給事業 特別児童扶養手当申請受付	申請に際して、保護者と面談する機会を活用することで、問題の早期発見・対応を行う。	福祉課	●			●					
35	乳幼児・こども医療費給付事業	給付・助成に際して、保護者と面談する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。	福祉課	●			●					
36	ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭は貧困や孤立のリスクなど問題要因を抱え込みやすい。給付・助成に際して、保護者に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応を行う。	福祉課	●			●			○		
37	母子父子寡婦福祉資金貸付事業相談	相談者に面談する機会を活用することで、問題の早期発見・対応を行う。	福祉課	●			●					

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策			
				① ネット ワーク の強化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 き る 支 援	⑤ S O S の 出 し 方 教 育	① 高 齢 者	② 生 活 困 窮 者	③ 無 職 ・ 失 業 者	
38	出産・子育て応援給付金	妊娠届け出時と新生児訪問時に保健師が面談を行い、保護者と面談する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。	福祉課	●			●					
39	児童扶養手当申請窓口	申請に際して、保護者等と面談する機会を活用することで、問題の早期発見・対応を行う。	福祉課	●			●					
40	放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた保護者や子どもを把握する接点となり得る。	福祉課	●			●	●				
41	障害福祉計画策定管理	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる促進を図ることができる。	福祉課	●							○	
42	障害者相談員による相談業務	申請や支給に際して、当事者や家族等の対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。相談員と自殺実態に関する情報を共有することで、連携の基盤強化となり得る。	福祉課	●			●					
43	障害児・者各種手帳に関する事務 各種手当に関する事務	相談・申請等を通じ、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。	福祉課	●			●					
44	自立支援医療に関する事務 障害児・者に対する各種給付事業、減免等に関する事務	相談・申請等を通じ、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。	福祉課	●			●					
45	シルバー人材センター事業	就労は、高齢者の経済面の安定、社会参加、地域のつながりの点で大きな意味を持つことから、有効な自殺対策となり得る。	福祉課	●			●			○		
46	高齢者・障害者虐待への対応	虐待への対応を糸口に、当人や家族等を支援していくことで、背後にある様々な問題への対応や、適切な支援先につなぐ接点となり得る。	福祉課	●			●			○		
47	介護給付・要介護認定（調査）に関すること	介護は当人や家族にとって負担が大きい。相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉課	●			●			○		
48	介護予防・生活支援サービス事業	各種専門職のスタッフがゲートキーパー研修を受講することにより、支援対象者の抱える問題を早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化する。	福祉課	●	●		●			○		
49	認知症施策推進事業	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員がゲートキーパー研修を受講することにより、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化する。	福祉課	●	●	●	●			○		
50	認知症サポーター養成講座	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で最悪の場合、心中や殺人へとつながる場合もある。地域における気づき役、支え役を増やすことで、家族の負担や悩みの軽減に寄与し得る。	福祉課	●	●	●	●			○		

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策		
				① ネット ワーク の 強化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 き る 支 援	⑤ S O S の 出 し 方 教 育	① 高 齢 者	② 生 活 困 窮 者	③ 無 職 ・ 失 業 者
51	認知症カフェ運営事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続するため、また認知症の方の家族の介護負担の軽減を図り、認知症の方とその家族を支える地域づくりを推進する。	福祉課	●	●	●	●		○		
52	権利擁護事業 成年後見人制度支援 事業	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害を有し自殺リスクの高い方も少なくない。当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。	福祉課	●			●		○	○	
53	健康づくり推進協議会	町の健康課題と自殺に関する問題・対策について保健、医療、福祉、教育、地域団体など関係機関や各種団体等で、総合的に協議を行う。	町民課	●							
54	ゲートキーパー養成 研修	《関係機関・町民》 職場や地域で、自殺やこころの問題に関する研修会を開催し、自殺のハイリスク者の早期発見、適切な対応ができる人材を養成する。また、養成した人材の有効活用や養成後のフォローアップ体制の充実を図る。 《職員》 職員研修において、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するための基盤をつくる。	町民課	●	●						
55	こころの健康づくり 啓発活動	広報やホームページに、自殺予防週間(9月)・自殺予防月間(3月)等に合わせて自殺対策に関する情報を掲載・周知します。また庁内窓口や福祉関係機関、医療機関等にパンフレット等を置き、各種の周知を図ります。	町民課				●				
56	こころの健康づくり 講演会	心の健康や自殺に対する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催します。	町民課				●				
57	町民祭・成人式等での啓 発	自殺対策に関するブース展示や傾聴サロンの周知、相談窓口の一覧等の資料配布を行い周知します。	町民課				●				
58	こころの相談室 傾聴サロン	悩みを持つ方が立ち寄り、話すことで、安心して過ごせる居場所を目指します。	町民課				●				
59	SOSの出し方教育	《児童・生徒》 児童生徒に対し、自殺予防にむけたこころの教育や、困難やストレスに直面した時にSOSを出すなどの援助希求行動・対処法を身につけるための教育を推進します。 《教育従事者・大人》 児童生徒がSOSを出したときに、受け止めることができる身近な大人を地域に増やすための取組を推進します。	町民課 教育委員会	●	●	●		●			
60	養育医療に関する事務	育児に係る悩みや経済的負担は自殺に至る原因にもなりうる。助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクの高い層との接触機会として活用し得る。	町民課	●			●				

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策				
				①	②	③	④	⑤	①	②	③		
				ネット ワーク の強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方 教 育	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職 ・ 失 業 者		
61	乳幼児健診 (歯科健診含む)	本人や家族との面接時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、育児不安の解消や自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	町民課	●		●	●						
62	予防接種事業	接種の状況を把握することは、児童虐待発見の情報となりうる。育児や経済的不安の発見の機会ともなり、自殺のリスクの高い層との接触機会として活用し得る。	町民課	●		●							
63	地域保健会 (関係機関と子どもの 健康課題の共有)	関係機関が健康課題の共有を行い、必要に応じて対応・取組の検討を行う。また関係機関・職種の方がゲートキーパー研修を受講することにより、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	町民課	●	●	●		●					
64	発達相談 親子教室	子どもの発達に関して専門家が相談に応じること、具体的な対応法等を伝えることで、保護者の負担や不安感の軽減に寄与し得る。育児不安の発見の機会ともなり、自殺のリスクの高い層との接触機会として活用し得る。	町民課	●		●	●						
65	小中学校思春期教室 防煙教室	命の大切さや性(生)、心身への弊害になりうる依存性を回避するための学習を行う。学校等と健康課題等の共有を行い、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	町民課	●		●	●	●					
66	保健協力員、食生活 改善推進員活動支援	会議、研修の開催を通じて、自殺対策の情報共有や、ゲートキーパー研修を受講することにより、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	町民課	●	●	●							
67	特定健診、健康診査、 各種がん検診 特定保健指導、結果 説明会	健康問題から来る不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	町民課	●		●							
68	健康相談	相談者に面談する機会を活用することで、問題の早期発見・対応を行う。	町民課	●		●				○	○	○	
69	健康教育	メンタルヘルスや自殺対策等に関する講座を実施することにより、啓発・周知を行い、自殺対策の視点で適切に対応できる人材を増やすことに寄与し得る。	町民課	●	●	●							
70	家庭訪問	当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	町民課				●			○	○	○	
71	国保趣旨普及に関する事務、 短期保険証・資格証 発行に関する事務、後期 高齢者医療保険の賦課・ 徴収に関する事務	保険料等を期限まで払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある可能性が高い。納付勧奨等の措置を講じる上で当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等支援を行う。	町民課	●			●				○		
72	高額医療費に関する事務 年金支給に関する事務	健康問題、経済問題など、相談者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて対応・支援を行う。	町民課	●			●			○			

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策				
				①	②	③	④	⑤	①	②	③		
				ネット ワーク の強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方 教 育	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職 ・ 失 業 者		
73	窓口業務 (戸籍、住民登録等)	対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。相談先一覧等のパンフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。	町民課	●		●							
74	農業振興に関する こと 企画振興、基盤整備等	町の主要産業である農業の振興、安定化は生活上の困難さの解消につながり、自殺の防御因子=生きたいと思える要因を増やすことに寄与し得る。	農政課	●			●						
75	農業支援に関する こと	農業者と対面することをきっかけに、抱えている様々な課題を把握することで問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	農政課				●						
76	新規就農に関する 支援	国や県、関係機関等とのネットワークを活用し、サポートセンターへの橋渡しや就農に関する支援制度の情報提供を行う。	農政課				●						
77	水産業振興に関する こと	町の主要産業である水産業の振興、安定化は生活上の困難さの解消につながり、自殺の防御因子=生きたいと思える要因を増やすことに寄与し得る。	水産商工 観光課	●			●						
78	漁業支援に関する こと	水産業者と対面することをきっかけに、抱えている様々な課題を把握することで問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	水産商工 観光課				●						
79	新規漁業就業に関する 支援	国や県、関係機関等とのネットワークを活用し、サポートセンターへの橋渡しや就漁に関する支援制度の情報提供を行う。	水産商工 観光課				●						
80	観光、イベントによる 地域振興に関する こと	地域の活性化は、生活する地域への愛着・信頼につながり、自殺の防御因子=生きたいと思える要因を増やすことに寄与し得る。	水産商工 観光課	●			●						
81	中小企業支援に関する こと	地域経済の活性化や雇用の改善につながり、生活不安の改善は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	水産商工 観光課	●			●						
82	道路・橋梁・河川新設 改良・補修事業	パトロールや苦情対応等において、気になる人、ハイリスク者を把握する機会となる。自殺事案の発生や可能性がないか情報確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てとなり得る。	環境整備課	●									
83	ごみ収集事業	個別回収時には、独居、高齢者等のハイリスク者の生活の変化に気づく機会となり得る。	環境整備課	●			●			○			
84	公営住宅に関する 事務	生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えているなどハイリスクと思われる方、また使用料滞納者はさらに深刻な状況にある可能性が高い。対応する職員が自殺対策の知識を持つことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の支援を行うことができる。	環境整備課	●			●				○		
85	上下水道料金の徴収 業務	経済的問題など生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。	上下水道課	●							○		

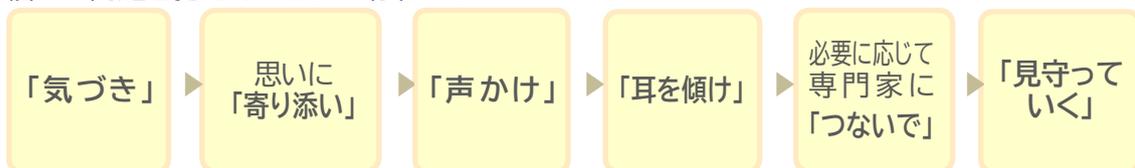
No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策			
				①	②	③	④	⑤	①	②	③	
				ネット ワーク の強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方 教 育	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職 ・ 失 業 者	
86	給水停止執行業務 (納付相談)	対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	上下水道課	●							○	
87	漏水等の苦情対応業務	対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点となり得る。	上下水道課	●								
88	児童生徒への支援	不登校やいじめ等の問題行動やハイリスクとなる児童への支援を行う。	教育委員会	●	●		●	●				
89	教育委員に関する事務	定例会を通じての自殺対策の情報共有や、委員がゲートキーパー研修を受講することにより、自殺リスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	教育委員会	●	●	●		●				
90	教職員の人事等に関する事務 多忙化解消業務	教職員への支援は、「勤務者への支援」に加え、児童生徒への「支援者への支援」の強化となる。研修等を利用し、相談先一覧等のパンフレットを配布することで、教員自身、児童生徒向けの支援策の周知・活用促進につながり得る。	教育委員会	●		●	●	●				
91	児童生徒の教育相談 スクールソーシャルワーカー活用事業	様々な悩みや課題を抱えた児童生徒やその保護者は自殺リスクを抱えている場合も想定される。相談員、スクールソーシャルワーカーと連携することで、早期の問題発見・対応が可能となる。	教育委員会	●		●	●	●				
92	就学援助と特別支援学級 就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒について、本人や保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応・支援を行う。	教育委員会	●		●	●				○	
93	就学に関する事務 学校生活支援員に関する事務	特別な支援を必要とする児童・生徒は学校生活上様々な困難を抱える可能性が想定される。障害及び発達の状況に応じ、困難が軽減されるよう支援を行う。また保護者の不安や負担感の軽減への対応・支援を行う。	教育委員会	●			●	●				
94	成人式開催事業	進学や就職で生活環境が激変し、様々な生きづらさを抱えやすい時期ともいえる。相談先一覧等のパンフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。	教育委員会	●			●					
95	放課後子ども教室運営、 開催事業	学校や学齢等を超えて交流する機会を提供することにより、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。指導員等がゲートキーパー研修を受講することにより、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	教育委員会	●	●			●				
96	各種スポーツ大会 (教室)開催 公民館教室 地域力アップ推進事業	様々な年齢、地区の住民がともに参加することで、世代間交流、地域間交流の機会となり、居場所づくりや生きがいがづくりの取組につながり得る。	教育委員会	●			●					

No.	実施事業名	実施内容 (自殺対策の視点からの 事業の捉え方)	担当課	基本施策					重点施策				
				①	②	③	④	⑤	①	②	③		
				ネット ワーク の強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方 教 育	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職 ・ 失 業 者		
97	図書館管理、運営	町民誰もが利用でき、世代間交流、地域間交流の機会となり、居場所づくりや生きがいづくりの取組みにつながり得る。メンタルヘルスや自殺対策について、リーフレットの配布やポスターの展示を行うことにより、住民に対する情報提供の場として活用し得る。	教育委員会	●		●	●						
98	議員研修	議員がゲートキーパー研修を受講し、知識を身につけることにより、町民（周囲）の自殺リスクを早期に察知した場合、必要に応じて関係機関につなぐなどの対応をすることができる。	議会事務局	●	●	●							
99	診療（巡回診療含む）	健康不安や介護の悩みは、自殺リスクとなり得る。患者本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を行う。	診療所	●		●	●		○				
100	集会所等公共施設の管理に関する事務	コミュニティ活動の拠点として、「居場所づくり活動」に利用する。	各課	●			●						

◎自殺対策を包括的・全庁的に推進するため、一人ひとりがゲートキーパーとして役割を共有し、包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

### 自殺対策における一人ひとりの役割

●悩みや問題を抱えている人の存在に、



## 第6章 自殺対策の推進体制

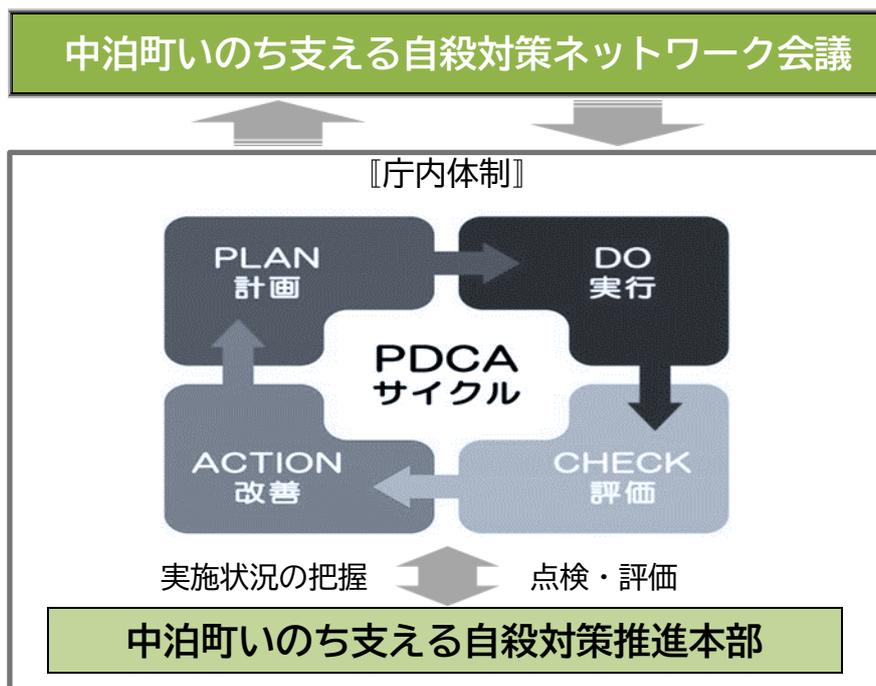
### VI-1 自殺対策の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、他分野の関係者の連携と協力のもとに、総合的な対策を推進していく必要があります。

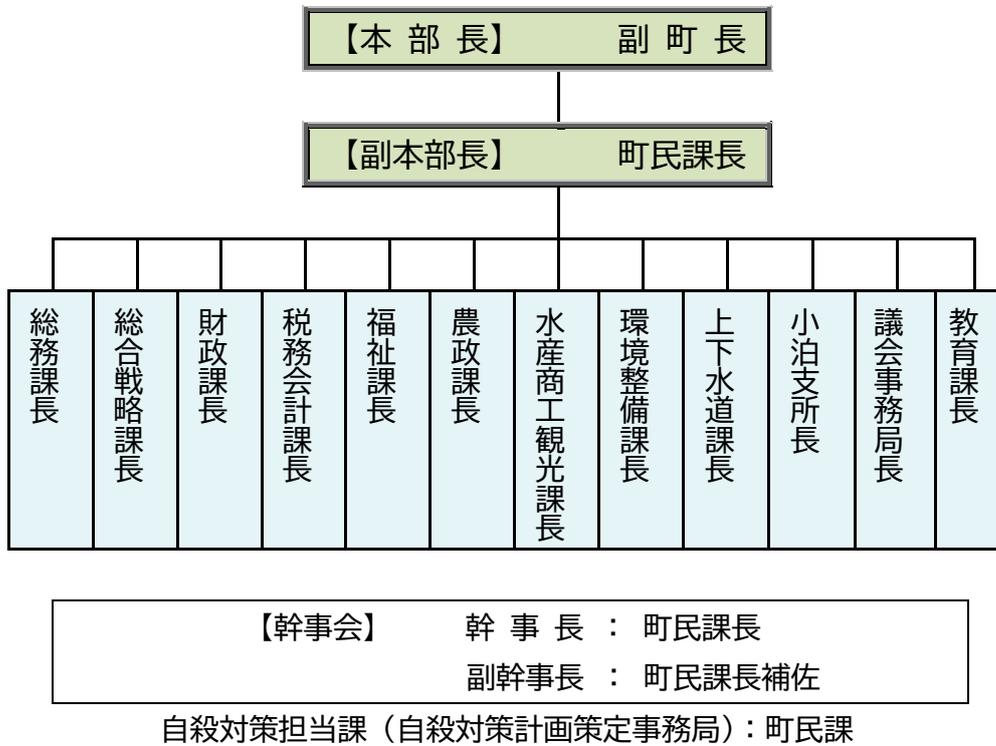
町では、「中泊町いのち支える自殺対策本部」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。また、関係機関や民間団体等で構成する「中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取組みを推進します。

### IV-2 計画の評価

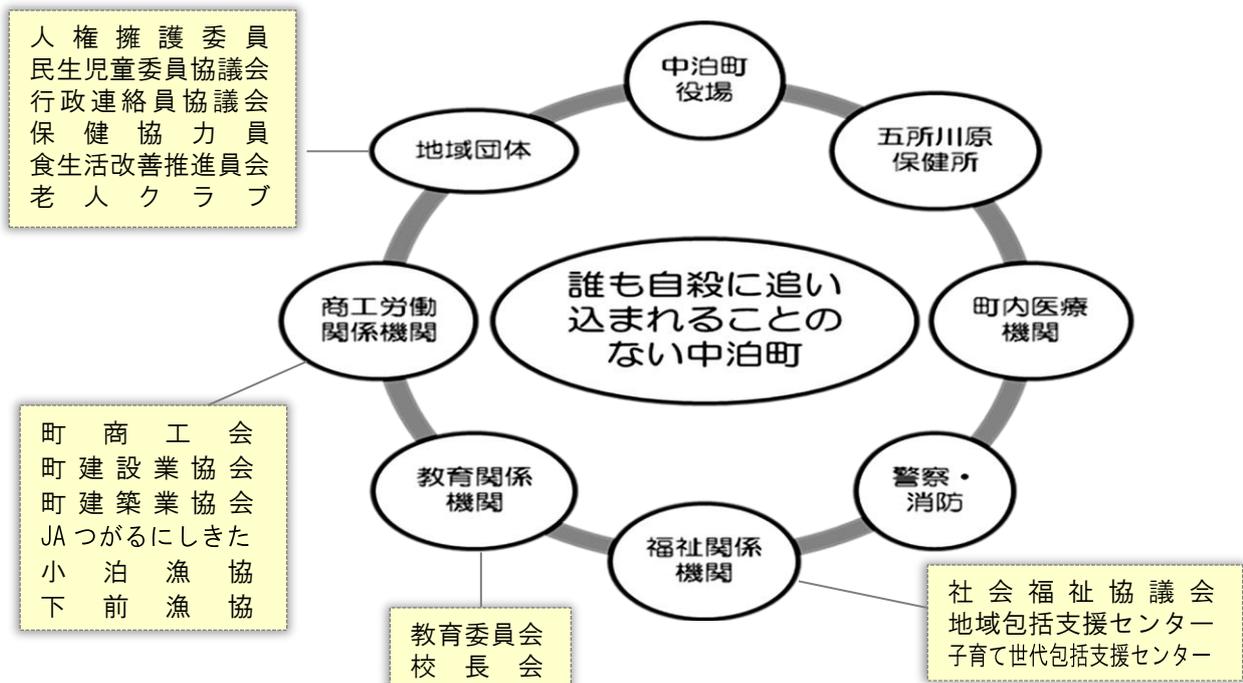
本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、「中泊町いのち支える自殺対策推進本部」においてPDCAサイクルによる評価を実施し、「中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



■中泊町のいのち支える自殺対策推進本部



■中泊町のいのち支える自殺対策ネットワーク会議



## 中泊町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、中泊町いのち支える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副町長をもって充て、副本部長は町民課長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は町民課長をもって充て、副幹事長は課長補佐をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第1に掲げる者が任命する者をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年 1月11日から施行する。

別表第1

総務課長、総合戦略課長、財政課長、税務会計課長、福祉課長、農政課長、水産商工観光課長、環境整備課長、上下水道課長、小泊支所長、議会事務局長、教育課長
--

## 中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2)自殺対策の推進に関すること。
- (3)その他必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 委員会は、次に掲げる機関及び団体(以下「団体等」という。)の代表者又は団体等から町長が指名する委員をもって充てる。
  - (1)医療・保健・福祉関係機関
  - (2)警察・消防機関
  - (3)教育関係機関
  - (4)商工労働関係機関
  - (5)地域団体
  - (6)その他の団体
  - (7)学識経験者

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員に対する報酬は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年中泊町条例 第 33 号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附則

この要綱は、平成31年 1月18日から施行する。

## 中泊町いのち支える自殺対策ネットワーク会議

No.	組織機関区分	組織機関
1	医療・保健・福祉関係機関	中泊町社会福祉協議会
2		中泊町国民健康保険小泊診療所
3		西北地域県民局地域健康福祉部保健総室
4		中泊町地域包括支援センター
5	警察・消防機関	五所川原警察署中里駐在所
6		五所川原警察署小泊駐在所
7		五所川原地区消防事務組合北部中央消防署
8		五所川原地区消防事務組合北部中央消防署小泊分署
9	教育関係機関	中泊町教育委員会
10		中泊町校長会
11	商工労働関係機関	中泊町商工会
12		J A つがるにしきた農業協同組合津軽北部統括支店
13		中泊町建設業協会
14		中泊町建築業協会
15		小泊漁業協同組合
16		下前漁業協同組合
17	地域団体	中泊町民生児童委員協議会
18		中泊町保健協力員
19		中泊町老人クラブ
20		中泊町食生活改善推進員
21		中泊町行政連絡員協議会
22	その他の団体	子育て支援センター（中里地域）
23		子育て支援センター（小泊地域）
24	学識経験者	中泊町議会議員



令和6年3月

発行 青森県 中泊町 町民課

〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地

TEL 0173-57-2111 FAX 0173-57-3849